

第7章 計画段階環境配慮書に対する 市長の意見と事業者の見解

第7章 計画段階環境配慮書に対する市長の意見と事業者の見解

平成29年4月27日付け29千環環保第129号で通知された計画段階環境配慮書に対する千葉市長意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、千葉市若葉区において、平成28年度末に停止した千葉市北谷津清掃工場を解体・撤去し、同跡地に、安定的なごみ処理体制を構築するため、焼却能力585トン/日の新たな清掃工場を設置する計画である。

本事業実施区域周辺には、農地や山林があるほか一部住宅も存在し、さらに、当該区域から約1 km以内の場所には、保育施設や小学校等を有する大規模な住宅地（千城台東）が広がっているほか、御茶屋御殿や加曽利貝塚公園等の史跡が点在している。

また、隣接する大草谷津田いきものの里は、ふるさとの原風景が残り、多種多様な動植物が生息する貴重な谷津田であり、ボランティアによる管理や四季を通じた自然観察会が実施されるなど市民と自然との触れ合いの場としても活用されている。

このため、事業実施にあたっては、地域住民の生活環境への影響をできる限り回避・低減するとともに、谷津田の環境の保全等に対する配慮が必要である。

事業者は、以上の地域特性を踏まえ、以下の点について対応すること。

事業者の見解

本事業は、既存施設の用地を活用した新清掃工場を建設するものであり、北清掃工場及び新港清掃工場は安定的に運用させ、それぞれの施設の老朽化による廃止時期に合わせ、計画的に代替施設の整備を行うものです。

当該事業実施区域周辺には、農地や山林、住宅が存在しており、約1 km以内の場所には保育施設や小学校等の保全対象施設を有する大規模な住宅地が広がっているほか、御茶屋御殿や加曽利貝塚公園等の史跡が存在します。

また、植物・動物の生育・生息環境であり、市民と自然との触れ合いの場としても活用されている大草谷津田いきものの里が隣接しています。

環境影響評価方法書の作成にあたっては、これらを踏まえ、地域住民の生活環境への影響をできる限り回避・低減し、谷津田の環境の保全等に配慮するため、現地踏査を行い環境影響評価の項目や調査・予測地点の選定を行いました。

<総論>

1. 複数案に関する事

計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）において示された処理方式は、単一案に絞り込まれていないことから、処理方式の決定にあたっては、配慮書等に対する意見を踏まえ、環境への負荷を可能な限り低減する方式を選ぶこと。

また、処理方式は環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）手続きより後に決定する予定であることから、方法書においては、最も環境に影響を与える場合を想定した、調査、予測及び評価方法を明らかにすること。

事業者の見解

事業計画については具体的な検討を進めているところですが、配慮書において示した処理方式については方法書の提出段階では決定しないため、本検討結果を発注関連資料として添付するなど処理方式の選定に十分に配慮します。

なお、準備書作成の時期には処理方式が決定する予定であることから、決定した処理方式における環境影響の程度や環境保全措置の内容について詳細に検討を行う計画であり、方法書においては、いずれの処理方式の場合でも対応できるよう、最も環境に影響を与える場合を想定した、調査、予測及び評価方法としました。

<各論>

1. 大気質・悪臭に関する事

（１）既存建物の解体にあたっては、粉じんの飛散防止に万全を期すこと。特に、石綿及びダイオキシン類等の飛散・漏えいの防止対策の徹底を図ること。

事業者の見解

工事計画の検討及び事業の実施にあたっては、粉じんの飛散防止に万全を期すとともに、特に、石綿及びダイオキシン類等の飛散・漏えいの防止対策の徹底を図ることとします。

また、環境影響評価の項目として、解体機械の稼働及び建設機械の稼働に伴う粉じんを選定し、予測・評価を行います。さらに、石綿及びダイオキシン類等の飛散・漏えいの防止対策を

含め環境保全措置について検討し、準備書において具体的に記載することとします。

(2) 旧施設稼働時と比較してごみ運搬車両が増加する計画であり、総排出ガス量が増加する可能性があることから、搬入経路等に配慮するなど、周辺環境への影響を可能な限り低減すること。

事業者の見解

計画施設の関係車両台数が、旧施設稼働時と比較して増加する計画であることから、周辺環境への影響を低減するため、可能な限り最新排出ガス規制適合車を採用するよう努めるとともに、定期的な整備・点検の実施、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速など高負荷運転防止等のエコドライブの徹底等の対策を講じます。

さらに、環境にやさしい車両の導入として、大気環境への負荷が少ない天然ガス車を優先的に導入することとしており、電気自動車や燃料電池車等については、ごみ運搬車両における技術的な動向をみながら、長期的な視点で様々な車種について検証した上で導入する計画としています。

また、搬出入ルートにおける影響について、環境影響評価の項目として、廃棄物の搬出入に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を選定し、予測・評価を行います。

(3) 施設の稼働に伴うごみ運搬車両及び施設からの悪臭について、地域住民への影響が懸念されることから、可能な限り低減すること。

事業者の見解

地域住民への影響を可能な限り低減するため、施設からの悪臭については、プラットホームは、臭気が外部に漏れない構造とするとともに、プラットホームの出入口での自動開閉扉やエアカーテンの設置、ごみ搬入車両が出入りする時でもできる限り内部空気の漏出を防止する等の悪臭防止対策を講じます。ごみ搬入車両については、洗浄装置を屋内に設置し、施設を出る際には洗浄を行ってから場外へ出る計画とします。

また、対象事業実施区域周辺への影響について、環境影響評価の項目として、施設の存在及び施設の稼働（排ガス）に伴う悪臭（臭気指数、臭気排出強度）を選定し、予測・評価を行います。

2. 騒音・振動に関すること

(1) 既存建物の解体にあたっては、騒音及び振動の防止に万全を期すこと。

事業者の見解

工事計画の検討及び事業の実施にあたっては、騒音及び振動の防止に万全を期すこととします。

また、環境影響評価の項目として、解体機械の稼働及び建設機械の稼働に伴う騒音及び振動を選定し、予測・評価を行います。

(2) 旧施設稼働時と比較してごみ運搬車両が増加する計画であることから、搬入経路等に配慮するなど、車両から発生する騒音が周辺環境に与える影響を可能な限り低減できるように努めること。

事業者の見解

計画施設の関係車両台数が旧施設稼働時と比較して増加する計画であることから、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、定期的な整備・点検の実施、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速など高負荷運転防止等のエコドライブの徹底等の対策を講じます。

また、搬出入ルートにおける影響について、環境影響評価の項目として、廃棄物の搬出入に伴う騒音及び振動を選定し、予測・評価を行います。

(3) ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等の導入などによる騒音低減に努めること。

事業者の見解

環境にやさしい車両の導入として、大気環境への負荷が少ない天然ガス車を優先的に導入することとしており、電気自動車や燃料電池車等については、ごみ搬入車両における技術的な動向をみながら、長期的な視点で様々な車種について検証した上で導入する計画としています。

3. 生物への影響に関すること

本事業実施区域及びその周辺には、樹木や野生動植物が存在していることから、既存樹木の保全に努め、野生動植物への影響を少なくするとともに、雨水地下浸透化の推進による、地下水や湧水の水量確保を行うなど、大草谷津田いきものの里を含めた、近隣自然環境に大きな影響を及ぼさないよう配慮すること。

事業者の見解

事業計画の詳細な検討にあたって、可能な限り対象事業実施区域内の既存樹木を保全するよう努めます。また、雨水地下浸透化については、地下水や湧水の水量確保等の近隣自然環境への配慮を念頭に検討を行ってまいります。

なお、環境影響評価の項目として、解体機械の稼働、建設機械の稼働及び切土等及び工作物等の存在に伴う動物、切土等及び工作物等の存在及び施設の存在に伴う植物、切土等及び工作物等の存在に伴う水生生物を選定し、予測・評価を行います。

4. 土壌・地下水への影響に関すること

清掃工場跡地に新たな清掃工場を設置することから、当該土地の土壌汚染の可能性あることを踏まえ、土壌汚染の現況及び地下水への影響を方法書以降で明らかにすること。

事業者の見解

本事業は、土壌汚染対策法の対象となることから、今後、汚染状況等の調査を行ってまいります。

また、環境影響評価の項目として、切土等及び工作物等の存在に伴う土壌（有害物質）を選定し、予測・評価を行います。なお、土壌（有害物質）の調査、予測・評価に基づき地下水質への影響が考えられる場合は、地下水質（有害物質）についても評価項目として選定します。また、切土等及び工作物等の存在に伴う土壌（表土）を配慮項目として選定し、配慮事項の検討を行います。

5. 廃棄物等に関すること

既存施設の解体及び施設稼働に伴い発生する廃棄物については、可能な限り再資源化に努めること。

事業者の見解

工事計画及び事業計画の検討並びに事業の実施にあたっては、廃棄物を可能な限り再資源化するよう努めます。

また、環境影響評価の項目として、工事中（切土等及び工作物等の存在、廃棄物の発生）及び供用時（廃棄物の発生）における廃棄物等を選定し、予測・評価を行います。

6. 温室効果ガスに関すること

(1) i案（シャフト炉式）、ii案（流動床式）それぞれの温室効果ガスの排出量、削減量について算定根拠を示すとともに、事業計画の詳細を決定するにあたっては、施設稼働に伴い発生する温室効果ガスの一層の排出削減に向けて検討し、その過程についても明らかにすること。

事業者の見解

事業計画については具体的な検討を進めているところですが、配慮書において示した処理方式については、方法書の提出段階では決定しないため、本検討結果を発注関連資料として添付するなど処理方式の選定に十分に配慮します。

なお、準備書作成の時期には処理方式が決定する予定であることから、決定した処理方式における環境影響の程度や配慮書に記載した環境保全措置の内容について詳細に検討を行う計画であり、方法書においては、環境影響評価の項目として、施設の稼働（機械等の稼働）に伴う温室効果ガス等を選定し、予測・評価を行います。

(2) 旧施設稼働時と比較してごみ運搬車両が増加する計画であることから、車両から排出される温室効果ガスについて、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等の導入などによる排出削減に努めること。

事業者の見解

環境にやさしい車両の導入として、大気環境への負荷が少ない天然ガス車を優先的に導入することとしており、電気自動車や燃料電池車等については、ごみ運搬車両における技術的な動向をみながら、長期的な視点で様々な車種について検証した上で導入する計画としています。その他、拠点回収事業で収集した廃食油をバイオマス燃料に再資源化し、ごみ搬入車両で利用する計画です。